

取引所外国為替証拠金取引市場の休止に伴う関連諸規則の一部改正等について

I. 改正概要

(備 考)

1. 最終決済

- ・ 当社が取引最終日を定める場合には、取引最終日の立会終了以降、新たな限日取引の設定及びロールオーバーを行わないこととします。
- ・ 取引最終日の立会終了時までには転売又は買戻しが行われなかった建玉は、最終清算数値による最終決済を行うものとします。
- ・ 顧客は、最終決済に係る為替差金の授受を、FX取引参加者との間で、証拠金への振替えにより行うものとします。

・ 取引所FX取引特例第29条の2第1項

・ 取引所FX取引特例第29条の2第2項

・ 取引所FX取引特例第38条

2. FX取引資格のみなし喪失申請

- ・ 取引所FX取引の休止の際にFX取引資格を有する取引参加者については、当社が定める日にFX取引資格の喪失申請を行ったものとみなすこととします。

・ 取引参加者規程第34条の2

3. リクイディティ・プロバイダー

- ・ 取引所FX取引の円滑な成立及び流動性向上を目的として、対象金融指標において恒常的に呼値を提示する役割を担うFX取引参加者を指定できることとします。

・ 取引所FX取引特例施行規則第8条の2

4. その他

- ・ その他所要の改正を行うものとします。

(注) 上記の規則名の略称は以下のとおりです。

- ・ 取引所FX取引特例：取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例
- ・ 取引所FX取引特例施行規則：取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則

II. 施行日

平成26年4月21日から施行します。

以 上